

Ⅱ 水道事業

1 総 説

(1) 事業の沿革

(2) 最近5年間の事業推移

- ① 主要数値の推移
- ② 配水量・給水戸数の推移
- ③ 収益・費用・純利益の推移

(3) 上水道事業計画

(4) 分水の推移

- ① 城島水道株式会社への分水
- ② 旧筑邦町（荒木簡易水道）への分水
- ③ 北茂安町への分水
- ④ 広川町への分水
- ⑤ 三瀦町への分水
- ⑥ 大木町への分水

(5) 広域上水道

- ① 福岡県南広域水道企業団
- ② 筑後地域広域的水道整備計画
- ③ 水道広域化推進プラン

1 総説

(1) 事業の沿革

本市は九州最大の筑紫平野の中央に位置し、東部には耳納連山、北部には筑後川があります。筑後川は阿蘇山を水源として、4 県を經由して有明海に注ぐ、流路延長 143km、流域面積 2,860km²、年間流量 40 億 m³の九州第一の大河です。

① 創設（大正12年～）

大正 12 年 4 月に市に水道調査課が設置、市議会に水道調査委員会が設立され、水道設置を進めることになりました。

水源を筑後川川底の伏流水とし、昭和 2 年 1 月に着工、昭和 5 年 1 月に市内に給水が開始しました。

その後、昭和 8 年 7 月に失業対策として、配水管の拡張が計画され、未給水地域への配水管を布設しました。

また、昭和 11 年 3 月に三潞郡城島町城島水道株式会社への分水工事を施行し、一部分水を開始しました。

② 第一次拡張事業（昭和26～32年度）

戦時中を含む 8 年余り施設改良が放置され、老朽化が進行了ることに加え、終戦直前の戦災で水道管が大きな被害を受ける等、揚水・配水能力が大きく低下しました。

一方、戦後の人口増加や産業発展により水需要が高まり、供給不足から給水制限が必要な状態となりました。

そのため、昭和 26 年度から 7 か年をかけて第一次拡張事業が行われ、昭和 32 年 10 月に完成しました。

これにより、戦後数年間にわたる夏季給水制限は解消されました。

③ 第二次拡張事業(昭和36～40年度)

第一次拡張事業で給水能力が 2.4 倍に増加しました。

しかし、市の発展と生活の向上、そして昭和 34 年 4 月から開始した佐賀県北茂安町への分水により、水需要はさらに高まりました。

このため昭和 36 年度から未普及地域に給水する第二次拡張事業を 5 か年計画で開始し、高良内、山川、小森野、長門

石、上津、藤光町等に配水管を布設および導水管の改修も行い、昭和 41 年 3 月に竣工しました。

④ 第三次拡張事業(昭和40年度～47年度)

昭和 38 年頃から、再び夏場における水不足が生じ、また、生活様式の向上によって今後大幅な需要増加が予測されたため、昭和 40 年 6 月に 8 か年計画となる第三次拡張事業に着手しました。

昭和 43 年度末には太郎原取水場や中部配水本管、放光寺浄水場の一部などが完成し、昭和 44 年 4 月から一部通水を開始しました。

工事中において、市内における簡易水道から上水道への切替えや高良内ニュータウンに対する給水を図るために事業計画を変更し、東部地区への配水管布設、草野ポンプ所、発心配水池、吉木配水池の完成に伴い、草野、山本地区簡易水道を上水道に切替え、昭和 45 年度から給水を開始しました。また高良内配水池等の完成に伴い、昭和 46 年度から高良内ニュータウン及び高所地区への給水を開始しました。

これらの施設完成により、拡張工事は予定どおり終了しました。

⑤ 第一次整備事業(昭和48年度～50年度)

第三次拡張事業の完成に伴い給水能力は大幅に向上しましたが、市中心部では老朽配水管に起因する赤水、出水不良が課題となっていました。また水質汚濁防止法の施行に伴い、汚水を河川放流できなくなるための対策として昭和 48 年 4 月に第一次整備事業に着手しました。

これは、老朽管改良（配水管クリーニング）、需要増加地区（長門石町）及び未給水地区（荒木町、上津町の一部）への配水管整備、また、太郎原取水場への脱臭装置設置、放光寺浄水場への排水処理施設等を建設し、昭和 50 年度末に完成しました。

⑥ 第四次拡張事業(昭和50年度～55年度)

第三次拡張事業認可後、善導寺町、大橋町との合併及

び市中心部のビルの高層化、下水道の普及、都市開発など市の形態は著しく変化し、併せて第一次整備事業(昭和48年度～50年度)により使用水量が増加し、既設能力では将来の水不足が懸念されました。

そのため、久留米広域上水道企業団に新たな水源の確保を求め、昭和55年度を目標に第四次拡張事業を計画しました。

事業の概要は、広域水道からの受水施設ならびに善導寺、大橋地区への給水区域の拡大に伴う配水管布設、水量水圧不足地区の解消と需要増加地区に対する配水管網の整備、原水対策施設の建設など、昭和50年4月からの5か年継続事業として工事に着手しました。

また、急速に宅地開発が進んだ高良内、藤山地区の高圧給水区域内では、施設の給水能力が限界に近づいてきたため、上津加圧ポンプ所を建設しました。

そのため、計画は昭和55年度までの6か年継続事業に変更し、拡張工事を終了しました。

⑦ 第二次整備事業(昭和56年度～58年度)

第四次拡張事業(昭和50年度～55年度)により給水能力が向上し、かつ給水区域が拡大しました。しかし、市民生活の向上や生活環境の整備等に伴い使用水量が増加することが予測され、より安定した供給体制の確立が必要となりました。

そこで、配水池の造成と配水管網等の整備を行い、昭和56年度からの3か年継続事業として実施しました。

⑧ 浄水場改築事業(昭和57年度～60年度)

御井浄水場系統は、創設以来 50 年間稼働していましたが、河床や流況の変化、施設の老朽化により水処理能力に不足が生じてきました。

そのため、御井浄水場系統を放光寺浄水場系統に統合し、近代的な集中管理システムを導入するとともに、昭和57年度から4年間で放光寺浄水場の改築を実施しました。

⑨ 第五次拡張事業(昭和59年度～平成元年度)

久留米市総合計画基本構想に基づく30万都市建設などにより、住宅団地、工業団地等の開発が行われると共に、下水道の整備や市東部及び南部地域の人口増に伴う水需要の増加が予想されました。

このため、新規水源の確保と配水形態の確立及び管網の構成等が必要となり、昭和63年度を目標に第五次拡張事業を計画しました。

事業の概要は、新規水源の確保と藤山配水場、山本配水池の建設などを行うために、昭和59年度からの6か年継続事業として、拡張工事を実施しました。

藤山配水場は昭和62年9月に完成し、同10月1日より藤山系配水区域への給水を開始しました。これに伴い上津ポンプ所及び高良内ポンプ所を廃止し、施設の統合を行いました。

また、昭和62年4月には宮ノ陣八丁島地区の一部に給水を開始しました。

さらに東部地域(山本町、草野町)については、山本配水池の築造を行い、昭和63年11月から運転を開始しました。

これに伴い、草野ポンプ所及び吉木・発心両配水池は廃止しました。

⑩ 第三次整備事業(平成3年度～9年度)

第五次拡張事業により給水能力は向上しましたが、創設時からの経年的老朽管も多く残り、安定給水に支障をきたすため、平成3年度から5か年継続事業として、老朽管の計画的更新及び配水管網を整備しました。

また平成5年度に事業計画を見直し、平成9年度までの7か年間の継続事業として、配水管網を整備しました。

⑪ 基幹施設整備事業

平成5年には久留米地方拠点都市地域指定を受け、拠点都市形成のための諸施策が展開されるなかで、久留米市新総合計画が策定され、これらの施策に併せて給水人口・給水量を変更する必要が生じました。

そのため給水区域については、広川町との行政区域に

またがる団地開発等に伴い、一部区域を拡張しました。

また、福岡県広域南水道企業団より、水源開発(大山ダム開発)による受水量(35,800m³/日)を確保しました。

さらに安定給水の確保や危機管理対応の向上を図るため、配水本管のブロック化、調整池や配水池の築造等、基幹施設整備を計画しました。

これらを実施するにあたり、目標年度を平成26年とする計画変更認可申請を行い、平成12年7月に国の認可を受けました。

⑫ 基幹管路耐震化事業(平成13年度～)

創設以降、基幹管路として供用している配水本管のうち、北部配水本管・南部配水本管・中部配水本管の老朽化が進み、耐震性能が不足していたことから、基幹管路の強靱化を図ることにより安定供給の確保を実現するため、平成13年度から配水本管耐震化事業を実施しています。

令和2年度で北部配水本管の耐震化が完了し、現在は南部配水本管の耐震化を行っています。

その後、中部配水本管の耐震化を行う計画で、令和24年度までの事業完了を予定しています。

⑬ 広域合併(平成16年度)

平成17年2月5日に久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潅町の一市四町が合併し、城島地区及び三潅地区の水道事業を久留米市水道事業へ統合しました。

また、田主丸地区では一部で行っていた簡易水道事業を引き継ぎ、北野地区では当面、合併前のとおり三井水道企業団の給水地域としました。

また城島、三潅両地区の既存配水場を統合し、施設の効率的運用を図るため、平成17年度から4か年の継続事業として西部配水場を整備しました。なお大木町が同事業へ参画したことで、久留米市、大木町の共同施設となりました。

西部配水場は平成20年4月から稼働し、これにより城島、三潅地区及び大木町へのより安定的な給水が可能となりました。また耐震性を有しており、地震災害時の非常時用水が確保できました。

⑭ 第六次拡張事業(平成20年度～29年度)

田主丸地区では、平成20年8月に水道が未普及である地区に給水を行うため、目標年度を平成29年とする水道事業計画の変更を行いました。

平成20年度以降は送配水管を布設し、平成28年度までに簡易水道事業から水道事業へ切替えを行い、計画的な配水管整備を行ってきました。

一方で田主丸地区内における配水管整備は、これまで水道加入金の減額や給水装置工事費などの負担軽減措置を設けて普及促進・啓発を行いながら実施してきましたが、水道使用率は3割程度に留まっており、低調な給水申込みと、水質保持を目的とした捨て水が大量に発生していることが課題となっていました。

そのため、令和3年度に田主丸水道事業普及対策会議を設置し、配水管の整備計画見直しに関する方向性の検討を行いました。

検討の結果、田主丸地区の水道整備計画については、本市水道事業全体の経営的視点、並びに中長期的な事業の安定化の視点により、令和5年4月1日から計画的な配水管整備を一時休止しています。

⑮ 第九次整備事業(平成26年度～)

平成26年度から、漏水の主な原因となっている口径75mm以上のビニル製配水管の改良を行っており、令和20年度までの事業完了を目標としています。

令和8年度 水道週間児童図画コンクール 優秀作品



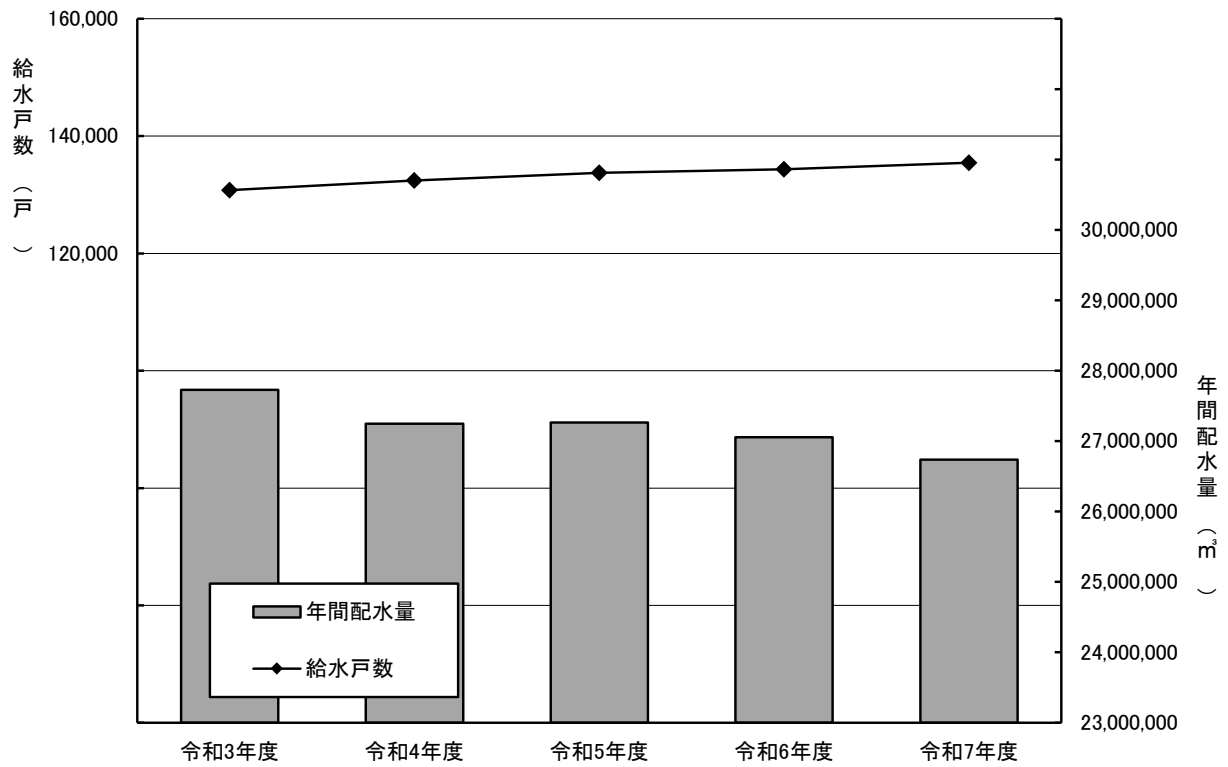
優秀賞 北野小学校 井口 百花さん

(2) 最近5年間の事業推移

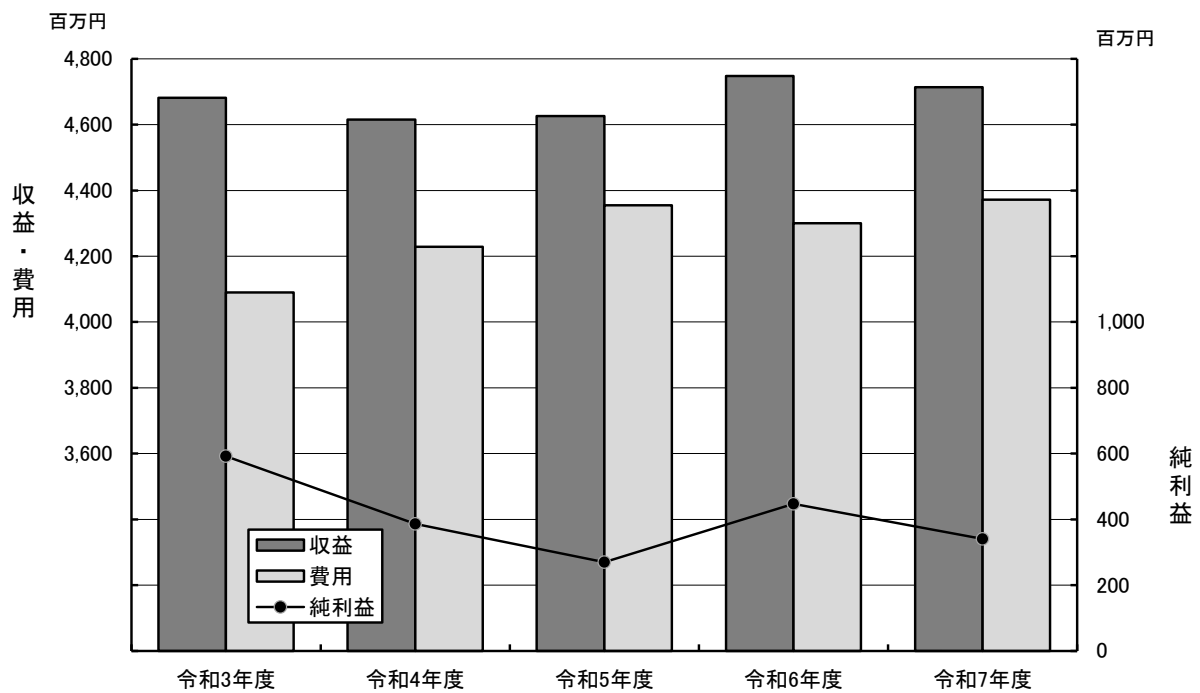
① 主要数値の推移

年度 項目	単位	令和3年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
				伸率(%)		伸率(%)		伸率(%)		伸率(%)
行政区域内人口	人	302,122	301,612	△ 0.2	300,516	△ 0.4	299,539	△ 0.3	298,228	△ 0.4
行政区域内戸数	戸	138,566	140,549	1.4	142,025	1.1	143,597	1.1	144,876	0.9
給水区域内人口(A)	人	284,681	284,143	△ 0.2	283,093	△ 0.4	282,289	△ 0.3	281,144	△ 0.4
給水区域内戸数	戸	131,360	133,140	1.4	134,443	1.0	135,926	1.1	137,141	0.9
給水人口(B)	人	274,772	274,281	△ 0.2	273,688	△ 0.2	272,987	△ 0.3	272,117	△ 0.3
給水戸数	戸	130,782	132,453	1.3	133,739	1.0	134,351	0.5	135,454	0.8
普及率(B/A)	%	96.5	96.5	0.0	96.7	0.2	96.7	0.0	96.8	0.1
年間配水量(E)	m ³	27,730,126	27,246,301	△ 1.7	27,264,706	0.1	27,055,049	△ 0.8	26,737,207	△ 1.2
年間有収水量(F)	m ³	24,919,327	24,591,669	△ 1.3	24,570,777	△ 0.1	24,613,035	0.2	24,482,241	△ 0.5
有収率(F/E)	%	89.9	90.3	0.4	90.1	△ 0.2	91.0	1.0	91.6	0.7
一日最大配水量	m ³	82,237	86,831	5.6	80,056	△ 7.8	80,083	0.0	80,759	0.8
		(12月)	(1月)		(7月)		(12月)		(12月)	
一日平均配水量	m ³	75,973	74,647	△ 1.7	74,494	△ 0.2	74,123	△ 0.5	73,253	△ 1.2
一人一日最大配水量	ℓ	299	317	6.0	293	△ 7.6	293	0.0	297	1.4
一人一日平均配水量	ℓ	276	272	△ 1.4	272	0.0	272	0.0	269	△ 1.1
導送配水管延長	m	1,406,199	1,410,807	0.3	1,416,535	0.4	1,420,568	0.3	1,420,364	0.0
メーター設置個数	個	136,048	137,385	1.0	138,479	0.8	139,654	0.8	140,810	0.8
公設消火栓	個	3,417	3,418	0.0	3,419	0.0	3,420	0.0	3,420	0.0
総収益	千円	4,682,928	4,615,279	△ 1.4	4,626,218	0.2	4,748,067	2.6	4,714,538	△ 0.7
(うち給水収益)	千円	4,279,984	4,239,470	△ 0.9	4,252,726	0.3	4,270,999	0.4	4,253,222	△ 0.4
総費用	千円	4,090,426	4,229,167	3.4	4,355,657	3.0	4,300,475	△ 1.3	4,372,930	1.7
純利益	千円	592,502	386,112	△ 34.8	270,561	△ 29.9	447,592	65.4	341,608	△ 23.7
職員数	人	76	74	△ 2.6	75	1.4	74	△ 1.3	72	△ 2.7

② 配水量・給水戸数の推移



③ 収益・費用・純利益の推移



(3) 上水道事業計画

事業名	認可年月日 (届出年月日)	着工年月 竣工年月	総事業費 (千円)	計画給水量			計画給水 人口(人)	給水区域
				1人1日 平均 給水量 (ℓ)	1人1日 最大 給水量 (ℓ)	1日 最大 給水量 (m³)		
創設	大正14年3月31日 内務省丘士第28号	昭和2年1月 昭和4年11月	1,798	110	150	15,000	100,000	市内全域並びに三井郡御井町の一部
第一次拡張事業 (導水、浄水、送水配水設備)	昭和29年5月11日 厚生省福衛第30号	昭和26年6月 昭和32年10月	191,268	180	250	36,000	144,000	市内一円(小森野、長門石を除く)並びに城島水道分水
第二次拡張事業 (配水管布設 75mm～250mm)	昭和35年10月19日 厚生省福衛第689号	昭和36年4月 昭和41年3月	293,396	220	280	40,000	144,000	市内一円未給水地区を重点給水。北茂安、筑邦に分水
第三次拡張事業 (導水、浄水、配水設備)	昭和39年12月21日 厚生省収環第503号	昭和40年4月 昭和48年3月	1,948,425	293	419	93,000	212,000	市行政区域より善導寺、大橋及び山間部の一部を除く区域
第四次拡張事業 (受水施設、配水管布設 50mm～500mm)	昭和50年2月6日 厚生省環第84号	昭和50年4月 昭和56年3月	2,115,671	384	540	116,200	212,000	市行政区域より山間部の一部を除く区域
浄水場改築事業 (導水、浄水、配水施設)	昭和57年3月31日 厚生省環第221号	昭和57年4月 昭和61年3月	7,577,000	392	534	118,200	219,300	市行政区域より山間部の一部を除く区域
第五次拡張事業 (受水施設、配水施設)	昭和59年5月8日 厚生省環第277号	昭和59年5月 平成2年3月	4,968,000	394	539	126,800	233,400	市行政区域より山間部の一部を除く区域
施設整備事業 (基幹施設整備)	平成12年7月27日 厚生省収生衛第791号	平成12年9月 平成27年3月	11,961,180	398	517	135,800	262,500	市行政区域より山間部の一部を除く区域及び八女郡広川町大字藤田の一部
	平成17年1月15日 事業変更届認可値 (合併に伴う届出値)	平成12年9月 平成27年3月	14,252,420	(383) (343)	(498) (464)	(145,800) (124,700)	(293,000) (269,000)	市行政区域(田主丸、北野、三瀬の一部及び山間部の一部を除く)及び八女郡広川町大字藤田の一部
第六次拡張事業 (給水区域拡張)	平成20年8月26日 事業変更届認可値	平成20年8月 平成30年3月	7,767,000	388	509	145,800	286,700	市行政区域(北野、三瀬の一部及び山間部の一部を除く)、八女郡広川町大字藤田の一部及びうきは市鷹取の一部

(4) 分水の推移

① 城島水道株式会社への分水

城島水道株式会社は、大正 12 年 2 月、国内でも数少ない水道株式会社として、酒の醸造用水及び町民の一部を対象とした飲料水の供給のために、筑後川(三潅町草場)より取水し給水していました。

ところが、筑後川の改修工事に伴い取水不能となり、久留米市上水道に水源を求めることになり、久留米市境界(現在の津福今町)より安武村、大善寺村、三潅村を経る配水管布設工事を行い、1 か月 10,000 m³の分水の契約を結び、昭和 11 年 3 月から分水を開始しました。

昭和 46 年 8 月、城島町が城島水道株式会社の給水区域を含め水道事業創設許可を得て、経営を引き継ぎ、昭和 52 年 4 月から久留米広域上水道企業団より用水の供給を受け給水を開始するようになりました。

そのため、久留米市は昭和 52 年 8 月をもって城島町への分水を中止しました。

② 旧筑邦町(荒木簡易水道)への分水

筑邦町の荒木簡易水道は、地下水を水源として昭和 32 年 4 月から荒木及び白口に給水を開始しました。また、安武簡易水道も地下水を水源として昭和 34 年 4 月から安武本、武島及び住吉の一部に給水を開始しました。

その後、荒木簡易水道は地域産業の発達や給水人口の増加等により施設拡張を行うことになり、この水源として久留米市は昭和 39 年 12 月から 1 日 300 m³の分水を開始しました。

昭和 42 年 2 月、旧筑邦町(荒木町、安武町、大善寺町)は久留米市に編入され、両簡易水道は久留米市に引き継がれましたが、安武簡易水道は地下水源に鉄分が多いため、上水道からの給水に変更しました。その後、昭和 43 年 11 月より荒木簡易水道は上水道へ統合しました。

③ 北茂安町への分水

佐賀県三養基郡北茂安村は、同大字江口並びに大字白壁、東尾の一部に簡易水道整備を計画したものの、当該地

区は水質が悪く、飲用水に適した地下水を得る見込みがないため、久留米市上水道に水源を求めることになりました。

そこで、大石町より豆津橋を経由する配水管布設工事を行い、昭和 34 年 4 月から 1 日 218 m³の久留米市からの分水を開始しました。

一方、昭和 50 年 4 月に水道用水供給事業を共同処理するため北茂安町を含む 13 市町村で構成された佐賀東部水道企業団が発足しました。7 町村の水道事業が昭和 56 年 1 月から佐賀東部水道企業団へ移管統合されたので、北茂安町への分水契約は同企業団との分水契約に変更されました。その後、昭和 60 年 1 月の同企業団の供給開始により、久留米市からの分水を中止しました。

④ 広川町への分水

広川町は、住宅団地や工業団地の造成に伴う上水供給の要望が高まり、また、久留米・鳥栖テクノポリス圏域における産業の立地拠点として位置づけられたことに伴い、企業誘致に必要な条件として水供給は不可欠であり、この対策として広川町において簡易水道事業を実施することになりました。

その水源として久留米市に対し水供給の要請がなされ、昭和 60 年 6 月より 1 日 1,000 m³の分水が開始しました。なお、平成 2 年 4 月には 1 日 3,000 m³に契約を変更しました。

平成元年 10 月に広川町は福岡県南広域水道企業団に加入し、平成 5 年 4 月からの供給開始により同年 3 月、久留米市からの分水を中止しました。

しかし、久留米市と広川町の行政境における住民への水道供給を確保するため、平成 6 年 6 月に 1 日最大 100 m³の分水契約を締結し、分水を再開しました。

⑤ 三潅町への分水

三潅町の西牟田地域における出水不良の解消のため、平成 14 年 10 月に 1 日最大 1,000 m³の協定を締結し、分水を行っていました。

しかし、平成 17 年 2 月の広域合併により水道事業を統合し、久留米市の給水区域となりました。

⑥ 大木町への分水

平成 17 年 2 月の広域合併により、久留米市の給水区域となった三潁・城島地区における安定給水を図るため、老朽化した両地区の既存配水場を統合し、更に隣接する大木町も参画のうえ、新たに西部配水場を建設し、共同配水場として運用を行っています。

このことにより、久留米市及び大木町は福岡県南広域水道企業団から送水を受けた水の一体的運用(相互融通)が可能となりました。

(5) 広域上水道

① 福岡県南広域水道企業団

福岡県南広域水道企業団は、筑後川中下流域住民の生活用水の安定確保を図るため、久留米市、大川市、筑後市、北野町、城島町、大木町、三潁町の 3 市 4 町により「久留米広域上水道企業団」として設立されました。

昭和 48 年 3 月には柳川市が加入し、また、「久留米広域上水道用水供給事業」の国の認可を受けて、昭和 51 年 6 月に久留米市上水道からの分水により、久留米市、城島町を除く 3 市 3 町に臨時給水を開始しました。

昭和 52 年 4 月には、既加入の北野町が小郡市、大刀洗町と共に三井水道企業団を設立し、同企業団が加入しました。

同年 6 月、筑後川からの取水による本格的供給を開始しました。

さらに、昭和 58 年 1 月には大牟田市、大和町、高田町、平成元年 10 月には八女市、広川町、立花町が加入し、構成団体は 6 市 7 町 1 の企業団となりました。

これら加入団体の増加に伴い、平成元年 10 月に名称を「福岡県南広域水道企業団」と変更し、運営を行っています。

●水利権

江川ダム・寺内ダム 67,140 m³/日

合所ダム 13,140 m³/日

筑後大堰 13,500 m³/日

大山ダム 61,080 m³/日

小石原川ダム 50,420 m³/日 計 205,280 m³/日

●供給能力

現在供給能力 157,640 m³/日

計画供給能力 186,700 m³/日

基本水量内訳 (令和7年度見直し)

受 水 団 体	基本水量 m ³ /日
久 留 米 市	46,000
大 川 市	16,170
筑 後 市	9,440
柳 川 市	24,200
大 牟 田 市	21,330
八 女 市	11,070
朝 倉 市	7,700
み や ま 市	5,000
大 木 町	4,400
広 川 町	5,500
筑 前 町	6,340
三 井 水 道 企 業 団	20,900
計	178,050

② 筑後地域広域的水道整備計画

水道事業の課題である水源の確保、料金格差是正、水質管理等の問題の解決のために、昭和 52 年 6 月水道法が改正され、新たに広域的水道整備計画についての規定が設けられました。

これにより、都道府県知事、関係地方公共団体の要請により、水道の広域的な整備に関する基本計画を定め、この計画に基づき水道行政の広域化を推進することになりました。

福岡県では、県内を、北九州地域、福岡地域、筑豊地域、筑後地域、の 4 ブロックに分けて計画が進められ、まず、福岡地域について昭和 56 年 3 月に「福岡地域広域的水道整備計画」が策定され、筑後地域においては、本市を含む 7 市 16 町 1 村を計画区域とする「筑後地域広域的水道整備計画」が昭和 58 年 2 月に策定されました。

この計画は、福岡県南広域水道企業団を核として、水道の広域的な整備を計画的に推進し、筑後地域における安全で

安定的な給水の確保を図るものです。

平成 14 年 12 月に水道整備の効率性、筑後地域として広域的な水道整備を行うことが合理的であると考えられることから、甘木・朝倉地区を含めた筑後地区 8 市 20 町 3 村を対象として新たに策定されました。

○ 計画区域(8 市 20 町 3 村)

久留米市、大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、
小郡市、甘木市、杷木町、朝倉町、三輪町、夜須町、
小石原村、宝珠山村、吉井町、田主丸町、浮羽町、
北野町、大刀洗町、城島町、大木町、三潨町、黒木町、
立花町、広川町、矢部村、瀬高町、大和町、三橋町、
山川町、高田町 ※策定時の市町村名で記載しています

○ 計画期間平成14年度から令和2年度まで

○ 需要水量と供給水量(令和2年度計画値)

給水人口 841 千人

1日最大需要水量 367 千 m^3 /日

供給(見込)水量 331 千 m^3 /日

不足水量 36 千 m^3 /日

供給水源については、小石原川ダムの開発により需要水量に対する供給水量を確保できました。

③ 水道広域化推進プラン

水道事業の基盤強化を目的とし、令和元年 10 月に施行された改正水道法において、国から都道府県に対して、令和 4 年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することが求められ、福岡県において、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的な取組内容等について示す「福岡県水道広域化推進プラン」が策定されました。

このプランに基づき、シミュレーション別または圏域別の広域化に向けた検討を行っていく必要があります。